

米原市生殖補助医療費助成事業について

不妊治療のうち、一回の治療が高額となる生殖補助医療（体外受精および顕微授精による治療）を行う夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

対象者

次のすべてを満たす方。

- ・夫婦またはいずれか一方が市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦
- ・申請時に夫婦のいずれも市税等の滞納をしていない方
- ・生殖補助医療実施計画書の同意日において妻の年齢が 43 歳未満である方
- ・本市以外で同様の目的を有する助成を受けていない方

助成額

1 回の治療に要した費用のうち、保険診療における自己負担額について助成します。（高額療養費の給付該当分を除きます。）

助成する治療内容		1 回の治療につき
1	体外授精・顕微授精から胚の移植（子宮内に受精卵を移植）を行った場合	上限 5 万円
2	1 のうち、以前に凍結した胚を利用して移植した場合	上限 2 万 5 千円
3	1 を行う目的で男性不妊治療（精子を採取する手術）を実施した場合	上限 3 万円
4	治療を開始したが、胚移植まで至らず治療を中止した場合	上限 2 万 5 千円

※ 1 回の治療とは、生殖補助医療実施計画書に同意した日（治療開始日）から妊娠判定または、治療中止に至る過程をいう。

申請方法

〈申請書類〉

以下の書類を添えて、健康づくり課または各庁舎窓口へ申請してください。

1. 米原市生殖補助医療費助成申請書兼請求書（市公式ウェブサイトに掲載）
2. 生殖補助医療に係る実施医療機関証明書
3. 医療機関が発行した医療費に係る領収書および診療明細書（主治医の指示のもと他医療機関で実施した医療の領収書、院外処方箋の領収書を含む）
4. 住所と法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（夫婦ともに市内に住所を有する場合は省略することができる。）事実婚にある場合は、「事実婚に関する申立書」が必要
5. 夫婦いずれか一方が市外に住所を有する場合、その者の所得証明書

〈申請場所〉

- ・健康づくり課（本庁舎）
- ・山東支所
- ・米原市保健センター（ルッチプラザ内）
- ・各市民自治センター

申請期限

治療終了日より1年以内

【お問い合わせ】

〒521-8501 米原市米原1016番地

米原市役所 暮らし支援部 健康づくり課（本庁舎）

TEL 0749-53-5125 FAX 0749-53-5128